

川西町保育実施選考基準表（令和7年4月入所分～）

保護者の状況（同居の家族、その他の者が保育できないと認められる場合）			点 数	
基準	類 型	細 目		
保 育 を 必 要 と す る 事 由	①	就労(外勤)	月156時間以上就労している場合	10
			月138時間以上就労している場合	9
			月120時間以上就労している場合	8
			月102時間以上就労している場合	7
			月84時間以上就労している場合	6
			月66時間以上就労している場合	5
			月48時間以上就労している場合	4
		就労(自営業)	中心者（事業主） 自営業者であり、当該事業の中心者（事業主）である場合	就労（外勤）に準じる
			協力者（従業員等） 自営業者であり、当該事業の協力者（従業員等）である場合	就労（外勤）の就労時間で定める 点数から1点を引いた点数
		就労（内職）	月120時間以上就労している場合	5
	月84～119時間就労している場合		4	
	月48～83時間就労している場合		3	
	②	妊娠・出産	出産予定日の産前産後2ヶ月以内の場合	8
	③	疾病・傷病	概ね1ヵ月以上入院する、または入院が決定している場合	10
			療養のため保育できないと医師が認めている場合	8
			週1日以上通院を常態としている場合	3
④	看護・介護	概ね1ヵ月以上入院を要する者を常に付き添う場合	9	
		居宅内で同居の家族の看護等に常に対応している場合	7	
		保護者の3親等内親族の介護等に常に対応している場合	7	
⑤	災害復旧	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のために保育できない場合	10	
⑥	求職活動	求職中である場合（最長3ヶ月まで）	3	
⑦	就学等	月48時間以上の教育施設等での就学、又は職業訓練等のための就学をする場合（自動車教習所は不可）	就労（外勤）の就労時間で定める 点数から1点を引いた点数	
⑧	虐待・DV	保護者から虐待を受けている、又は配偶者からの暴力を受けている（受けるおそれがある）場合	10	
⑨	育休継続	保育施設を利用中の児童の保護者が、下の子の育児のための育児休業に入る場合（最長1年）	5	
⑩	その他	①～⑨に該当はしないものの、類するものとして町長が認める事由に該当する場合	個別判定	
利 用 調 整 基 準	加 算	A	ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）	2
		B	生活保護法による被保護世帯	2
		C	生活中心者の失業により、就労の必要性が高い	2
		D	虐待、DV被害、川西町要保護児童対策地域協議会の管理対象児童である等、社会的擁護が必要な場合	2
		E	子どもが障害を有する場合	2
		F	育児休業明け	2
		G	現在町内保育施設等に勤務する保育士・保育教諭の子どもである場合	3
		H	2人以上の子（就学前児童に限る）がいる世帯である場合	子の数×1
		I	兄弟姉妹で同じ保育施設を同時利用する場合	2
		J	小規模保育事業などの卒園児童	2
	減 算	K	現在利用している保育施設からの転園を希望する場合（転園がやむを得ないと町が判断する場合を除く）	-2
		L	上記①から⑩に該当しない児童の祖父母（65歳未満）と同居している	-2
		M	児童の世帯で保育所利用料の滞納がある場合	-10
		N	町外在住児童の新規利用申込である場合	-10

備考

※ 1. この基準表は、以下の両方の条件が揃った場合のみに適用する。

- (1) 申込者が町内保育施設の利用を希望する場合
- (2) 申込数が利用定員又は保育施設が利用を承諾した人数を超過する場合

※ 2. 点数は、以下の方法により算定する。

- (1) 各々の保護者が、①～⑩のうち、最も高い点数を取得できる事由の点数を選定する。
- (2) (1)で選定した点数のうち、最も低い点数を「保育を必要とする事由」の点数とする。
- (3) (2)で算定された「保育を必要とする事由」に、A～Nの「利用調整基準」で該当するものすべてを加算・減算する。

※ 3. 上記の点数表で同点となった場合は、「保育を必要とする事由」の点数（降順）、税額合計（昇順）により利用順位を決定するものとする。

※ 4. 以下の条件がすべて揃う場合は、この基準による点数に関わらず継続利用を承諾する。

- (1) 現在利用している保育施設の継続利用を希望していること
- (2) 保育を必要とする事由が認められること